

山形市上下水道部条件付き一般競争入札実施要綱（平成8年4月施行）

（趣旨）

第1条 この要綱は、山形市上下水道部が発注する建設工事（以下「工事」という。）の請負契約並びに工事及び営繕に係る調査、測量、設計、監理等並びにこれらに準ずるもの（工事関連業務をいう。以下「業務」という。）の委託契約について、地方自治法（昭和22年法律第67号。）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）及び山形市水道事業及び公共下水道事業財務規程（昭和46年水道事業管理規程第3号）第117条で準用する山形市契約規則（昭和39年市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、条件付き一般競争入札とは、施行令第167条の5の2の規定による資格を定めて行う一般競争入札をいう。

（対象工事及び業務）

第3条 条件付き一般競争入札の対象となる工事及び業務は、次に掲げるものとし、山形市上下水道部指名競争入札参加者審査委員会規程（昭和43年水道事業管理規程第11号）第2条第2項の規定に基づく指名審査会（以下「審査会」という。）の議を経て、選定する。

- (1) 1件の設計金額が1億5,000万円以上の工事
 - (2) 業務のうち、山形市上下水道部工事関連業務委託における共同設計方式実施要綱（平成29年4月1日施行）に基づく共同設計方式を適用する業務
 - (3) その他市長が必要と認めるもの
- 2 前項（第1号及び第2号に掲げるものに限る。）の規定にかかわらず、災害の復旧等、特に緊急を要する工事又は施工上特殊な専門的技術（特許工法等を含む。）を必要とする工事等、特別な事情がある場合は、この限りでない。

（入札の公告等）

第4条 管理者は、工事又は業務（以下「案件」という。）を条件付き一般競争入札に付するときは、規則第18条の規定に基づき公告するとともに、その周知を図るものとする。

（入札参加者の資格）

第5条 条件付き一般競争入札に参加できる者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者でなければならない。

- (1) 施行令第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しないものであること。
- (2) 規則第25条第2項に基づき、競争入札参加資格者名簿に登載された者であること。

- (3) 工事にあっては、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の建設業の許可（以下「建設業の許可」という。）のうち、当該工事に対応する工事種別の建設業の許可を受けていること。
- (4) 案件ごとに配置を予定する主任技術者、現場代理人及び監理技術者等が適正であること。
- (5) 山形市上下水道部工事請負業者指名停止要綱（平成7年4月1日施行）に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (6) 規則別記建設工事請負契約約款第49条第11号の規定に該当しない者であること。
- (7) 電子入札システム（規則第17条第3号に規定する電子入札システムをいう。以下同じ。）による入札を行う案件（以下「電子入札案件」という。）の場合は、山形市上下水道部電子入札運用基準（平成22年4月1日施行。以下「運用基準」という。）第4条第1項の規定に基づき電子入札システムによる利用者登録を行っている者又は運用基準第6条に規定する紙入札参加者であること。
- (8) その他案件ごとに定める条件を満たしている者であること。

（入札参加資格の確認申請書等の提出）

第6条 条件付き一般競争入札への参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書及び必要書類（以下「申請書等」という。）を所定の期日までに管理者に提出し、前条の参加資格（以下「入札参加資格」という。）の確認を受けなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、条件付き一般競争入札の電子入札案件に参加を希望する者は、規則第19条第2項の規定による申請を所定の日時まで行い、入札参加資格の確認を受けなければならない。

（入札参加資格の確認）

第7条 管理者は、入札参加資格の有無について確認を行うものとする。

- 2 管理者は、申請書等の提出及び前条第2項の申請があった者に対し、前項に規定する確認の結果を電子入札システム又は書面により通知するものとする。この場合において入札参加資格がないと認めた者に対しては、その理由を付さなければならない。
- 3 入札参加資格がないと認められた者は、所定の期日までに、管理者に対して、入札参加資格がないと認めた理由について、書面により説明を求めることができる。
- 4 管理者は、前項の規定により説明を求めた者に対し、書面により回答するものとする。

（設計図書等の閲覧及び配付）

第8条 管理者は、案件に係る設計図書等（以下「設計図書等」という。）を閲覧に供するもののほか、必要と認めるときは、別に指示する方法で配付することができる。

- 2 申請書等を提出した者は、設計図書等に関し質問があるときは、所定の期日までに質問

書を管理者に提出するものとする。

- 3 管理者は、前項の質問書を受理したときは、質問者に書面により回答するとともに、閲覧に供するものとする。

(入札の執行)

第9条 入札参加者は、入札の執行に先立ち、入札参加資格があると認められた旨の通知書又はその写しを係員に提示しなければならない。ただし、電子入札案件に係る入札参加者の場合は、この限りでない。

(入札の無効)

第10条 第4条の規定により公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(入札保証金及び契約保証金)

第11条 入札保証金及び契約保証金は、規則第4条から第9条までの規定による。

(補則)

第12条 この要綱に定めのない事項については、管理者が、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月改正）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月改正）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月改正）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年4月改正）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和7年6月改正）

この要綱は、令和7年6月30日から施行する。